

○鹿児島県警察における情報セキュリティ に関する訓令 (平成16.3.23 鹿児島県警察本部訓令6)

題名…改正〔平成29.11訓令19〕

改正 前略…平成29.11訓令19

(目的)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察情報システム（以下「警察情報システム」という。）及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって鹿児島県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

本条…一部改正〔平成22.12訓令25、29.11訓令19〕

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 情報システム ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものをいう。
- (6) 警察情報システム 鹿児島県警察が設置する情報システムをいう。
- (7) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - イ 警察情報システムから出力された情報
 - ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって

第2編 警務 鹿児島県警察における情報セキュリティに関する訓令

鹿児島県警察職員（以下「職員」という。）が職務上取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

本条…一部改正(平成22.12訓令25、29.11訓令19)

（情報セキュリティ管理者）

第3条 警察本部に、情報セキュリティ管理者を置く。

2 情報セキュリティ管理者には、警務部長をもって充てる。

3 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を総括する。

本条…一部改正(平成29.11訓令19)

（情報セキュリティ委員会）

第4条 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他鹿児島県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、警察本部に鹿児島県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長には、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の構成、運営その他委員会に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

本条…一部改正(平成29.11訓令19)

（管理対象情報の分類及び対策の基準）

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理しなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、情報セキュリティ管理者が、委員会の審議を経て定めるものとする。

見出し…改正・本条…一部改正(平成29.11訓令19)

（職員の責務）

第6条 職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならぬ。

本条…一部改正(平成29.11訓令19)

（監査）

第7条 委員会は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査を実施しなければならない。

見出し…改正・本条…一部改正(平成29.11訓令19)

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22.12.24訓令25)

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成29.11.22訓令19)

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。